

一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第10号

一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年一宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第11号

一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮町議会委員会条例（昭和49年一宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画広報課」を「企画課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第 12号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和61年一宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「225.0」を「235.0」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「235.0」を「230.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。